

都市公園内スポーツ施設利用料金の減額に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障がい児者、知的障がい児者及び精神障がい児者に対し、高槻市都市公園条例（以下「条例」という。）別表第1に定める有料施設のうち野球場、テニスコート、サッカー場及び体育館（以下「都市公園内スポーツ施設」という。）の利用料金を減額することにより、これらの者及びこれらを扶養する者の経済的負担の軽減を図り、もってこれらの者の社会参加を促進することを目的とする。

(個人使用の対象者)

第2条 個人使用の際の利用料金の減額を受けることができる者（以下「個人対象者」という。）は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた者
- (2) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日付厚生省発児156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者

(団体使用の対象者)

第3条 団体使用の際の利用料金の減額を受けることができる者は、個人対象者が半数以上で構成された団体とする。

(減額の申請手続)

第4条 個人対象者が減額を受けようとするときは、都市公園内スポーツ施設の使用申請の際に、次に掲げる証明書類を提示しなければならない。

- (1) 第2条第1号に該当する場合にあつては身体障がい者手帳
- (2) 第2条第2号に該当する場合にあつては療育手帳
- (3) 第2条第3号に該当する場合にあつては精神障がい者保健福祉手帳

2 第3条に該当する団体が減額を受けようとするときは、利用予定人数の半数以上が前項の証明書類を提示して高槻市都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）第12条第3項に規定する方法により利用料金の減額申請をしなければならない。

(減額の割合)

第5条 減額する割合は条例別表第3に規定する利用料金の5割に相当する額とし、算出した額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額とする。

(介護者)

第6条 都市公園内スポーツ施設を使用しようとする身体障がい児者、知的障がい児者及び精神障がい児者を介護する目的で都市公園内スポーツ施設に入場しようとする者（以下「介護者」という。）は、条例第14条の2に規定する利用料金の納付及び規則第3条に規定する使用許可申請を必要としない。

2 介護者がその介護しようとする身体障がい児者、知的障がい児者及び精神障がい児者に同伴して、都市公園内スポーツ施設を使用する場合には、その旨を管理者に申し出なければならない。

3 介護者の人数は対象者1人につき1人とする。ただし管理者が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

1 この要綱は平成22年8月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は平成27年4月1日から実施する。

2 身体障害児者及び知的障害児者の都市公園内スポーツ施設における利用料金の減免に関する要綱（平成22年8月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は令和4年4月1日から実施する。